

JIS

みがき特殊帯鋼

JIS G 3311 : 2021

(JISF)

令和 3 年 4 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会） 構成表

	氏名	所属
(委員長)	榎 学	東京大学
(副委員長)	緒形 俊夫	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	田中 龍彦	東京理科大学名誉教授
	藤原 弘次	EMF 応用計測
(委員)	相川 卓洋	公益社団法人日本水道協会
	伊藤 叡	元新日鉄住金エンジニアリング株式会社
	岩田 善裕	国立研究開発法人建築研究所
	大瀧 光弘	一般社団法人日本アルミニウム協会
	小野 昭紘	公益社団法人日本分析化学会
	小野田 光芳	線材製品協会（日鉄 SG ワイヤ株式会社）
	木村 裕司	大同特殊鋼株式会社
	熊井 勝敏	日本検査キューエイ株式会社
	栗原 正明	一般社団法人日本伸銅協会
	桑原 利彦	東京農工大学大学院
	近藤 隆明	一般社団法人日本自動車工業会（日産自動車株式会社）
	種物谷 宣高	高圧ガス保安協会
	下津佐 正貴	株式会社神戸製鋼所
	高木 茂樹	日本機械工具工業会（三菱マテリアル株式会社）
	竹内 徹	一般社団法人日本建築学会（東京工業大学大学院）
	田之上 辰朗	一般社団法人火力原子力発電技術協会（株式会社 IHI）
	堤 紳介	一般財団法人日本規格協会
	富山 禎仁	国立研究開発法人土木研究所
	中澤 晋	JFE スチール株式会社
	野呂 純二	株式会社日産アーク
	林 央	元国立研究開発法人理化学研究所
	藤田 慎一	日本金属継手協会
	富士原 正義	一般社団法人日本試験機工業会
	松本 和幸	一般財団法人日本海事協会
	松本 聡	日本製鉄株式会社
	山口 栄輝	公益社団法人土木学会（九州工業大学）

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.4.14 改正：令和 3.4.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 3.4.20

認定産業標準作成機関：一般社団法人日本鉄鋼連盟

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-4826)

審 議 委 員 会：一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会）

(委員長 榎 学)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類の記号	1
5 製造方法	2
6 化学成分	2
6.1 溶鋼分析値	2
6.2 製品分析値	2
7 硬さ	5
8 鋼質	6
8.1 顕微鏡組織	6
8.2 脱炭層深さ	6
9 外観	6
10 寸法及び寸法の許容差	7
10.1 寸法の表し方	7
10.2 厚さの許容差	7
10.3 幅の許容差	7
10.4 長さの許容差	8
11 横曲がり	8
12 試験	9
12.1 分析試験	9
12.2 硬さ試験	9
12.3 顕微鏡組織試験	9
12.4 脱炭層深さの測定	10
13 検査及び再検査	10
13.1 検査	10
13.2 再検査	10
14 表示	10
15 注文時の確認事項	11
16 報告	11
附属書 A (参考) 冷間圧延のままの帯鋼及び切板の硬さの範囲	12
解 説	13

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS G 3311:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 4 年 4 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS G 3311:2016** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

みがき特殊帯鋼

Cold rolled special steel strip

1 適用範囲

この規格は、みがき特殊帯鋼（以下、帯鋼という。）及び帯鋼からせん断した鋼板（以下、切板という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS G 0201 鉄鋼用語（熱処理）
- JIS G 0202 鉄鋼用語（試験）
- JIS G 0203 鉄鋼用語（製品及び品質）
- JIS G 0320 鋼材の溶鋼分析方法
- JIS G 0321 鋼材の製品分析方法及びその許容変動値
- JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件
- JIS G 0415 鋼及び鋼製品－検査文書
- JIS G 0558 鋼の脱炭層深さ測定方法
- JIS Z 2244-1 ビッカース硬さ試験－第1部：試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS G 0201、JIS G 0202 及び JIS G 0203 による。

3.1

みがき特殊帯鋼

機械構造用炭素鋼、機械構造用合金鋼、工具鋼、ばね鋼などを用いた、主として幅 600 mm 未満の帯鋼及び切板

4 種類の記号

帯鋼及び切板の種類は、38 種類とし、種類の記号は、表 1 による。